

専門家による訪問相談サービスのご案内

NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる

働き方改革はすでに始まっています。
一步一步準備を進める必要があります。

～詳しくはこのリーフレットをお読みください。



2024(令和6年)4月1日からは、

- ・自動車運転業務にも**時間外労働の上限規制**が適用されます。
- ・トラック運転者の**改正改善基準告示**が適用されます。

社労士等の労務管理の専門家があなたの会社を訪問して
「働き方改革」を支援します。

働き方改革で魅力ある職場づくりを!

相談無料 | 秘密厳守

令和5年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(全国センター事業)

受託者:  全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

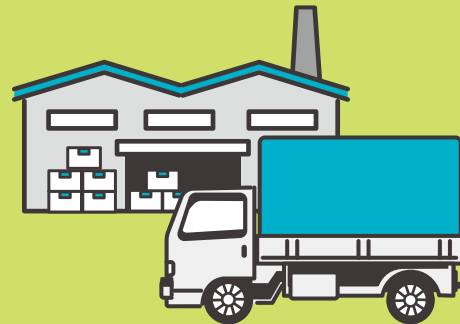
働き方改革推進支援センター

ひと、くらし、みらいのために
 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

協力:  公益社団法人
全日本トラック協会

「働き方改革」はいよいよ本番です。

2024年(令和6年)4月から、トラック運転者の労働時間等のワークルールが大きく変わります。



▼ 詳しい内容はこちらから

全日本トラック協会働き方改革特設ページ

検索



POINT
01

2024年4月1日から、働き方改革関連法の「時間外労働の上限規制」がトラック運転者にも適用されます。

- 現在は適用が猶予されているトラック運転者の時間外労働の上限規制が、2024年4月1からは、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、**年960時間**が上限となります。
- 「2～6か月平均」や「単月」などの1か月の上限規制はありません。
- 将来的には、一般側の適用を目指します。

詳しい内容はこちらから▶

【適用猶予業種の時間外労働の
上限規則 特設サイト】



POINT
02

2024年4月1日から、トラック運転者の「改正改善基準告示」が適用されます。

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息时间
3,516時間	原則293時間 最大320時間	継続8時間
▶	▶	▶
原則 3,300時間 最大3,400時間	原則 284時間 最大310時間	継続 11時間 を 基本とし継続9時間

POINT
03

2023年4月1日から、中小企業にも「月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率」が25%から**50%**に引き上げられました。

(注)貨物自動車運送事業の「中小企業」の規模は、資本金の額若しくは出資の総額3億円以下または常時使用する労働者数300人以下です。

- 月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00～5:00)の時間帯に行わせる場合には、**深夜割増賃金率25%+時間外割増率50%=75%**になります。
- 割増賃金の支払に代えて**代替休暇**を付与することができますが、それには事前に、労使協定を結ぶ必要があります。その場合、就業規則の変更が必要になることがあります。



POINT
04

パートタイマーや嘱託・契約社員などの非正規雇用労働者の「同一労働同一賃金」への対応が必要です。

- 同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者（短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）との間で、基本給、賞与、手当などのあらゆる待遇について、不合理な差を設けることは禁止されています。
- パートタイマーなどから説明を求められた場合は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、説明しなければなりません。その際、待遇ごとの目的・性質に照らして、職務内容や人材活用の仕組みの違いなどから、具体的に理由を説明する必要があり、「パートタイマーだから」という雇用形態を理由とする説明は認められません。

詳しい内容はこちらから▶

トラック業界のための同一労働同一賃金の手引き

検索

POINT
05

年5日の年次有給休暇の取得義務付けへの対応が必要です。



- 2019年4月から、年休付与日数が10日以上労働者を対象に、付与された年休日数のうち5日分について必ず取得できるようにすることが義務化されています。
- 会社は、労働者の希望を聞く必要があります。希望をふまえて取得時季を指定するよう努めなければなりません。
- なお、労働者が自ら取得した年休日数、会社から労働者へ計画的に付与した年休日数は、義務付けられている5日から控除できます。
- 休暇に関する事項は、就業規則の絶対的記載事項ですので、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。

POINT
06

労働時間の適正把握の義務化への対応が必要です。



- 健康管理の観点から、管理監督者等も含め、すべての人の労働時間の状況をタイムカードなど客観的な方法その他適切な方法で把握しなければなりません。
- 時間外労働が一定時間を超えた長時間労働者からの申出があった場合、医師による面接指導を確実に実施しなければなりません。

(注) 面接指導を必要とされる対象労働者は、1週間当たり40時間（法定労働時間）を基準として、時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者です。

訪問相談サービスを利用した企業の体験談のご紹介

時間外労働の上限規制を見据えた労務管理等の適正化

奈良県合同陸運株式会社(奈良県桜井市) 従業員数16人



専門家からのアドバイス

- 1 クラウド型の勤怠管理システムを導入し、労働時間を正確に把握
- 2 拘束時間の延長に関する協定を検討し、その必要性、重要性を認識した上で、会社の業務に則した内容の計画を策定
- 3 給与システムと勤怠管理システムと連携させることで、タイムカードの手計算など無駄な事務作業を削減

経営者の声



長距離輸送が主な業務のため、運転手の労働時間管理に悩んでいたが、運行管理と並行して正確な労働時間の把握を行うことで、より安全で効率的な運行ができるようになった。

従業員の声



労働時間を意識するようになったことで、業務計画を立てやすくなり、運転する時間、休憩場所を考えて働くようになった。ドライバーの労働時間管理をしっかりとくれるので、働きやすい会社で働いていると実感している。

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターのご案内

トラック運転手の長時間労働改善のための専門の相談窓口です。運送事業者の方、発着荷主の方からのご相談に、業界に詳しい労務管理や物流改善の専門家がご対応いたします！

▼ 詳しい内容はこちらから

[トラックポータル 長時間労働相談](#)

検索



働き方改革推進支援センター

特徴

- トラック運転手に限らず、労務管理全般に対してワンストップでサポートします！
- 労務管理に対して何から手を付けていいかわからない場合でも、社労士等の専門家が一から丁寧に相談におこたえします！
※荷主との協力による作業環境の改善についてはトラック運転者の長時間労働改善特別相談センターをご利用ください。

相談例

- 事務員も含めた、事業所の労働者全員に対する働き方改革に取り組んでいきたい。
- トラック運転手を採用してもすぐに退職してしまい、どのように定着させればいいのか。
- 運送事業者がどういった助成金を利用できるか、教えてください。

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

特徴

- トラック運転手の長時間労働改善について、業界に詳しい労務管理や物流改善の専門家がメール・電話・オンラインでの相談や訪問により、お悩みに対応いたします！
- 運送事業者と荷主が協力して、トラック運転手の作業環境改善に取り組めるよう必要なお手伝いをします！
※助成金や、トラック運転者以外の労務管理については働き方改革推進支援センターをご利用ください。

相談例

- トラック運転手が健康に働けるようにするため、きちんとした労務管理をしたい。
- トラック運転手の時間外労働の削減に向けて荷主に協力してもらいたいが、どう話し合えばいいかわからない。
- トラック運転手が作業しやすい環境を整えていくため、荷主の立場でできることがないか知りたい。

こんなことが相談できます。

残業を減らしたいが、やり方が分からない。

新たに従業員を採用したいが、応募がなくて困っている。

いろんな助成金があるが、使い方が分からない。

新型コロナウイルス対策として、テレワークや時差通勤を実施したいのだが、就業規則は変更しなくていいのだろうか、従業員にはどう伝えたらいいのだろうか。

36協定の作り方が分からない。

「働き方改革」と言われても、そもそも労働関係の法律は複雑で何から手を付けたらいいのが、分からない。

せっかく時間をかけて仕事を教えたのに、従業員が退職してしまう、どうしたら定着率を上げることができるのだろうか。

就業規則を見直したいが、どこから手を付けたらいいのが分からない。

パートタイマーと正社員の賃金や手当をどう見直せば不合理な待遇差を解消できるのか、教えてほしい。(同一労働同一賃金)

最低賃金が毎年上がり、どう対応したらいいのが困っている。



そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！



訪問相談サービスの流れ

— HOP —

貴社の
状況把握



— STEP —

解決方法の
ご提案



— JUMP —

提案後の
フォローアップ



相談は無料

1回2時間程度、3回の相談を標準としています。

社労士等の労務管理の専門家が労働時間の上限規制への対応や同一労働同一賃金の実現など、「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者を訪問して、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階の相談支援により、解決に向けてサポートします。

各種施策への対応や助成金の活用など様々なお悩みについて、働き方改革推進支援センターにてワンストップで相談できます

相談のお申し込みは、同封の申込書にて

相談を希望される方は別紙の申込書に必要事項を記入して、FAXにてお申し込みください。後日、担当する専門家から電話またはメールで訪問日時等を調整させていただきます。

令和5年度 働き方改革推進支援センター お問い合わせ先一覧

都道府県名	所在地	電話番号
北海道	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073
青森	青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830
岩手	盛岡市肴町4-5 カガヤビル3階	0120-664-643
宮城	仙台市宮城野区原町1-3-43 アスク原町ビル201	0120-97-8600
秋田	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形	山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城	水戸市三ノ丸2丁目2-27 リバティ三ノ丸2階	0120-971-728
栃木	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬	前橋市新前橋町26-9 八兵衛ビル3階	0120-486-450
埼玉	さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル404号	0120-729-055
千葉	千葉市中央区中央4-13-10	0120-174-864
東京	港区虎ノ門1-16-8 虎ノ門石井ビル4階	0120-232-865
神奈川	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル12階	0120-910-090
新潟	新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル4F 3-B	0120-009-229
富山	富山市赤江町1番7号 富山県中小企業研修センター4階	0800-200-0836
石川	金沢市西念4丁目24-30 金沢M.Gビル3階	0120-319-339
福井	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1F	0120-14-4864
山梨	中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F	0120-755-455
長野	長野市中御所岡田町215-1 フージャース長野駅前ビル3F	0120-088-703
岐阜	岐阜市神田町6丁目12番地 シグザ神田5階	0120-226-311
静岡	静岡市葵区伝馬町18-8 アミイチビル2F	0800-200-5451
愛知	名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階	0120-006-802
三重	津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階	0120-111-417
滋賀	大津市中央3-2-1 セザール大津森田ビル1階	0120-100-227
京都	京都市中京区泉正寺町328 西川ビル4階	0120-417-072
大阪	大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116
兵庫	神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F	0120-79-1149
奈良	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811
和歌山	和歌山市北出島1丁目5番46号	0120-547-888
鳥取	鳥取市富安1丁目152番地 SGビル	0800-200-3295
島根	松江市末次本町46 松江京町RGBビル502	0120-514-925
岡山	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル8階 801号室	0120-947-188
広島	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4階	0120-610-494
山口	山口市吉敷下東3丁目4-7 リアライズIII	0120-172-223
徳島	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川	高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル2階	0120-000-849
愛媛	松山市大手町2丁目5-7 愛媛県法人会連合会会館1階	0120-005-262
高知	高知市南はりまや町2丁目3-10 ア・ラ・モードはりまや 103号	0120-899-869
福岡	福岡市博多区博多駅南1-7-14 ボイス博多305	0800-888-1699
佐賀	佐賀市白山2-1-12 佐賀商エビル	0120-610-464
長崎	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2F	0120-168-610
熊本	熊本市中央区紺屋町2丁目8-1 熊本県遺族会館2-7	0120-041-124
大分	大分市府内町1丁目4-16 河電ビル203	0120-450-836
宮崎	宮崎市橋通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302	0120-975-264
鹿児島	鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル11階	0120-221-255
沖縄	那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区(那覇オーバ3階)	0120-420-780

相談受付時間 平日9:00~17:00 ※センターにより異なる場合があります。詳しくは各センターのホームページをご覧ください。

